

## 明石市における 小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する留意点

### 1 医療意見書のダウンロードについて

医療意見書の様式は、下表の方法によりダウンロードして記載いただき、患者様に発行いただきますようお願いいたします。

医療受給者証の有効期間は毎年9月末までとなっており、毎年夏期に更新申請を受け付けますので、患者様から医療意見書等の記載についてご依頼がありましたら、記載をお願いいたします。

#### 医療意見書の種類

	小児慢性特定疾病 医療意見書	成長ホルモン治療用 医療意見書	医療意見書別紙 重症患者認定意見書兼 人工呼吸器等装着者申請時 添付書類
対象者	新規・更新・変更 ※変更は疾病名の変更の場合のみ	新規・更新・変更 ※成長ホルモン治療を行う場合のみ	新規・更新・変更 ※重症・人工呼吸器装着者に該当する場合のみ
様式 ダウンロード先	「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ <a href="https://www.shouman.jp/disease/">https://www.shouman.jp/disease/</a>		「明石市」ホームページ <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-kensui/iryoukikan.html">https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-kensui/iryoukikan.html</a>
認定基準	「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページ 「概要」「診断の手引き」		左記ホームページ 「重症患者認定基準」

※ 明石市に住民票を置く申請者の方は、「重症患者認定意見書兼人工呼吸器等装着者申請時添付書類」の様式は明石市のものに記入していただく必要があります。

## 2 明石市が発行する医療受給者証の表記

### 疾病名欄

疾病名欄の表記は、患児への告知有無等に配慮し、病名を記載せず「厚生労働省告示第 475 号に基づいた番号」を記載します。

(例：悪性新生物のうち悪性胸腺腫であれば「01-001」と表記)

小児慢性特定疾病医療費助成制度の支援範囲は、「小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療」ですので、下記を参考にいただき、適切な運用にご協力ください。

- ※ 認定されている疾病が複数ある場合、複数の疾患番号を併記して受給者証を発行。
- ※ 成長ホルモン治療に該当する者は「GH 治療あり」又は「ヒト成長ホルモン治療あり」と表記。

#### ○ 厚生労働省告示 475 号について

ホームページ「小児慢性特定疾病情報センター」にて、下記の方法で検索できます。

「小児慢性特定疾病対策の概要」

➔ 「児童福祉法の一部を改正する法律について」

➔ 「児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働省告示第 475 号）」

URL: [https://www.shouman.jp/pdf/contents/kokuzi\\_475.pdf](https://www.shouman.jp/pdf/contents/kokuzi_475.pdf)

### 指定医療機関欄

指定医療機関の欄に、『児童福祉法に基づく「医療機関」』と記載のある受給者証は、指定医療機関であれば、いずれの医療機関でも使用できます。(令和 4 年 4 月 1 日以降に発行の新様式)。

ただし、「指定医療機関」の欄に医療機関名の記載がある受給者証をお持ちの方は、記載の医療機関に限り使用が可能となります。貴医療機関の記載がない場合は、あかし保健所健康推進課(078-918-5657)までご連絡をお願いいたします。なお、令和 4 年 10 月 1 日以降は、全ての受給者証が新様式に変更となります。